

D030000

# コンプライアンス・ホットライン 運用規則

本規則は三菱ケミカルホールディングス・コンプライアンス・ホットライン運用規則  
を準用する

令和4年6月1日 一部改施

(目的)

第1条 三菱ケミカルホールディングス・コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第8条に定めるコンプライアンス・ホットラインの運用については、本規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 本規則において、推進規程において定義された用語を用いる場合、当該用語の意味は、それぞれ推進規程に定めるところによる。

(ホットラインの設置)

第3条 MCHC グループ各社の構成員及び退職者（但し、退職後1年以内のものに限る。以下同じ。）から、コンプライアンスに関する相談又は報告（公益通報者保護法に定める公益通報を含む。以下同じ。）を受けるとして、MCHC に次のコンプライアンス・ホットライン（以下「ホットライン」という。）を設置する。相談・報告方法は、別紙に定める通りとする。なお、三菱ケミカル㈱、田辺三菱製薬㈱、㈱生命科学インスティテュートの三社は本ホットラインを自社のホットラインとして利用する。

(1) 社内窓口：MCHC 内部統制推進本部長宛ホットライン

(2) 社外窓口：顧問弁護士宛ホットライン  
：ダイヤル・サービス㈱宛ホットライン

(ホットラインの利用)

第4条 ホットラインを利用してコンプライアンスに関する相談・報告を行おうとする者（以下「相談・報告者」という。）は、次のルールに従うものとする。

- (1) 相談・報告を受ける内容は、原則として自社の事業活動に関連し、コンプライアンス（法令及び企業倫理の遵守）に違反していると考えられる行為又はそのおそれが高いと考えられる行為とする。
- (2) 相談・報告にあたっては、調査結果等の報告を相談・報告者に行うため、所属、氏名、連絡先を明らかにすることを原則とする。
- (3) 個人に対する誹謗・中傷を目的とする相談・報告は行わない。

(相談・報告への対応)

第5条 ホットラインでコンプライアンスに関する相談・報告を受けた場合の対応は、原則として次のとおりとし、文書、メール等書面により相談・報告を受けた場合には、MCHC 内部統制推進本部長（相談・報告が顧問弁護士宛の場合は、顧問弁護士）は、遅滞なく相談・報告者に対し相談・報告を受けた旨の通知を行うものとする。

- (1) MCHC 内部統制推進本部長は、相談・報告がなされた案件について、直ちに CCO に対し報告し、CCO と相談の上、会社として調査を実施するかどうかを決定し、相談又は報告があった日から

原則として1週間以内に、その結果を当該相談・報告者に報告する。但し、明らかにホットライン設置の趣旨と異なる相談・報告の場合はこの限りでない。

- (2) MCHC 内部統制推進本部長は、調査を行うことを決定した相談・報告案件について、調査を行い、コンプライアンス上の問題点を確認し、その結果をCCOに報告する。調査にあたっては、MCHC 内部統制推進本部長は、MCHC 内部統制推進本部員に加え、相談・報告内容に応じて指名した者（弁護士等第三者を含む。）で編成した調査チームにより調査を実施する。
- (3) CCO は、調査の結果、コンプライアンス上の問題がある場合には、当該関係部署を所管するコンプライアンス推進責任者に対し、その是正及び再発防止措置を含め会社としての必要な対応策を講じるよう指示する。
- (4) CCO は、MCHC 内部統制推進本部長をして、必要に応じて、前号に定める是正措置が機能しているかの確認を行い、適切に機能していない場合には、改めて当該関係部署を所管するコンプライアンス推進責任者に対し、会社としての必要な対応策を講じるよう指示する。
- (5) CCO は、本項の対応について随時社長に報告するとともに、MCHC 内部統制推進本部長をして、当該相談・報告者に対し、会社としての対応を報告させる。

2 第1項の規定にかかわらず、MCHC 以外の MCHC グループのコンプライアンスに関する相談・報告がなされた場合には、事前に相談・報告者の了解を得た上で、直接出資子会社のコンプライアンスに関する相談・報告である場合には、当該直接出資子会社のコンプライアンス担当部署に、間接出資子会社のコンプライアンスに関する相談・報告である場合には、当該間接出資子会社に出資する直接出資子会社のコンプライアンス担当部署に、第1項各号の対応を委任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、MCHC 内部統制推進本部長が認めた場合には、MCHC 内部統制推進本部コンプライアンス推進部長又はそれに準ずる者が、第1項に規定する MCHC 内部統制推進本部長の職務を代行することができる。

4 第1項において、相談・報告が顧問弁護士宛又はダイヤル・サービス(株)になされたときは、相談・報告者に対する報告は、MCHC 内部統制推進本部長に代わり、相談・報告を受けた顧問弁護士又はダイヤル・サービス(株)が行うことができる。

5 第4条第1項第2号の規定にかかわらず、相談・報告が匿名によりなされた場合は、本条の規定に準じて、相談・報告内容に対応するものとする。

(利益相反関係者の排除)

第6条 前条の規定にかかわらず、ホットラインになされた相談・報告事案に関係する者（違反行為の発覚により実質的に不利益を受ける者、相談・報告者や違反行為者と一定の親族関係がある者など）は、当該相談・報告事案の処理には関与しないものとする。

(相談・報告者等の保護)

第7条 ホットラインの利用にあたっては、相談・報告者を保護するため、次の措置が講じられるものとする。

- (1) 相談・報告者の所属・氏名、当該相談・報告者が相談・報告を行った事実及びその内容等を秘密として取り扱い、対応のために必要な最小範囲の関係者以外には開示しないものとする。
- (2) 顧問弁護士宛ホットライン又はダイヤル・サービス(株)宛ホットラインの利用であって、相談・報告者が希望する場合には、当該相談・報告者の所属及び氏名の開示は、顧問弁護士又はダイヤル・サービス(株)宛ホットライン限りとし、会社には開示されないものとする。但し、この場合でも、当該相談・報告者に対し、会社側の対応を顧問弁護士又はダイヤル・サービス(株)宛ホットライン経由で報告する必要があることから、顧問弁護士又はダイヤル・サービス(株)宛ホットラインに対しては、所属、氏名等連絡先を申し出るものとする。
- (3) MCHC グループ各社は、ホットラインの利用を理由として、相談・報告者が解雇を含め不利益を被ることがないように十分に配慮し、不当な扱いを一切行わないものとする。
- (4) MCHC グループ会社は、以下の各号に該当する行為を把握した場合には適切な措置をはかるとともに、当該行為を行った者の所属する会社の従業員就業規則その他の社内規則に従って、懲戒等を含め必要な処分を行うものとする。
  - ①相談・報告者に対する嫌がらせや報復等不利益となる行為
  - ②相談・報告者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する等、相談・報告に関する秘密を漏洩する行為、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用する行為
  - ③相談・報告者の探索をする行為
- (5) 前号の規程は、相談・報告事案の調査の協力者に対し、調査に協力をしたことを理由として嫌がらせや報復等不利益となる行為を行った者についても準用する。

(監査委員会への報告)

第8条 CCO は、ホットラインに対してなされた相談・報告が「監査委員会への書類回付・報告要領」に定める報告対象である場合には、当該相談・報告の内容を遅滞なく監査委員会に対し報告するものとする。

2 前項の報告が行われる場合には、第7条第(1)号が適用される。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、CCO の決裁をもって行う。但し、軽微な変更は、MCHC 内部統制推本部長の決裁により行うことができる。

所管部署 三菱ケミカルホールディングス内部統制推進室

沿革

平成 20 年 7 月 1 日 施行

平成 20 年 12 月 1 日一部改施

平成 25 年 11 月 22 日一部改施

平成 27 年 6 月 24 日一部改施

平成 30 年 11 月 26 日一部改施

所管部署 三菱ケミカルホールディングス内部統制推進本部

令和 4 年 4 月 1 日一部改施

令和 4 年 6 月 1 日一部改施

---

エムシーパートナーズ株式会社（以下「MCP」という。）

所管部署 総務部

沿革

平成 30 年 9 月 1 日 一部改施

令和 2 年 4 月 1 日 コンプライアンスホットライン（弁護士事務所）設置

令和 4 年 6 月 1 日 一部改施

《相談・報告方法》

**I 社内窓口**

(1) MCHC 内部統制推進本部長宛ホットライン

① 専用 E-メール

社内及び社外からの送信：#MCHC-DG-MCHC\_HO\_Hotline@mchcgr.com

② その他

MCHC 内部統制推進本部長宛 郵便

**II 社外窓口**

(1) 顧問弁護士宛ホットライン：八重洲総合法律事務所

①E-メール：

渡部弁護士 watabe@yaesulaw.jp

栗原弁護士 kurihara@yaesulaw.jp

田代弁護士 tashiro@yaesulaw.jp

②電話/Fax：03-5221-8881（電話） 03-5221-8882（Fax）

③郵便宛先：〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル南館（15 階 1559 区）

(2) 顧問弁護士宛てホットライン：西村あさひ法律事務所（大阪事務所）

①E-メール：mtpc-hotline@nishimura.com watabe@yaesulaw.jp

②電話：0120-640-900

③郵便宛先：〒530-0017

大阪府大阪市北区角田町 8 - 1 梅田阪急オフィスタワー35 階

西村あさひ法律事務所（大阪事務所）内

三菱ケミカルホールディングス ホットライン受付

(3) ダイアル・サービス(株)宛て

① 電話（フリーダイヤル）：0120-304-331

（月～金 12:00～21:00、土日祝 9:00～17:00）

② Web サイト

[PC から] <https://www.dial-soudan.jp/et/mcc-rinri/> からログイン

ユーザーID：mcc パスワード：chemical

